

## 第53回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成27年11月19日（木）12:15～12:53
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階共用408会議室

司会 それでは、本日10時から開催いたしました第53回規制改革会議の様につきまして、議長からブリーフィングさせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

岡議長 皆さん、お待たせしました。

それでは、第53回規制改革会議の御報告をさせていただきます。

本日は議題が二つございました。最初の議題は「シェアリングエコノミー」に関する審議でございます。本日は新経済連盟の方々に来ていただきまして、御説明の後、意見交換をいたしました。新経連さんからの提出資料は皆さんのお手元に配布されていると思いますが、かなり詳細にわたって御説明いただきました。

私どもは「シェアリングエコノミー」という大きなテーマを今期の一つの柱として取り上げることになっているわけですが、いろいろある分野の中から、いわゆる民泊と称される分野をまず取り上げて審議を深めていこうというスタンスでございます。本日、新経連さんからは、その民泊に加えて、もう一つ、ライドシェアという車の関係についても御説明をいただいた上で、意見交換、質疑応答等々をさせていただきました。

私どもとしても、シェアリングエコノミーを実現して、経済成長につなげていく。個人個人から見ても、利便性が高まるとか、あるいは個人の立場からも経済活動に参画できるようになれば望ましいという考えで進めております。我々の基本的な立ち位置と言いますか、姿勢としましては、そういう前提の下で、民泊について、いわゆるプラットフォーマーがいて、その両側に利用者と施設を提供するホストと称される方がいるわけですが、この関係者だけで物事がスムーズに進んでいる場合は大いに結構なのだけれども、例えばマンションの住民との中でいろいろなトラブルが起きた、あるいは周辺の住民との関係においてトラブルが起きたとき、どのような解決策を考えていくのかという辺りについて、何人かの委員から新経連さんの意見を求めるといったやり取りがかなりございました。

新経連さんからはその一部に対し御説明いただきましたが、今日のところは、その問題を一気に解決できるところまで議論は進んでおりません。新経連さんとしても、その問題の解決策についてさらに検討を進めたいと、規制改革会議の委員の皆さんの意見を持ち帰られました。

今の問題との絡みで、利用者とホストの間に立っているプラットフォーマーについては届出制でいいのか、あるいは許可制にした方がいいのか、また施設を提供するホストも

どこかに登録しなくていいのかといった議論もございました。同じような趣旨で、「お金の授受」はどういうことにしたら、この制度がよりうまくいくのか。例えば、ホストと利用者が直接受払いするのか。あるいはプラットフォーマーが受払いの当事者として機能するのかという議論もありました。

ということで、民泊に前向きに取り組んでいこうという姿勢は、新経連さんの御提案も私ども会議側の委員の皆さんも一致しているのですけれども、このような課題をどのように解決したらよろしいのかということが今日の議論のポイントだったと思います。

本日はまだ課題に対する答えが全てでき上がったということではございませんので、我々としては、民泊の審議をこれから進めていく過程において、いろいろな関係者の話を聴くわけですが、新経連さんからも、今日のやり取りを踏まえた上でのさらなるお話を聴かせてもらおうと考えております。

なお、本日、新経連さんからはライドシェアについても御説明いただきましたが、私どもとしては、時間的な優先順位として、まず民泊から入ろうということなので、今日のところはライドシェアに関する新経連さんの考えを聴かせていただいて大変参考になったと、そのようなスタンスでの意見交換であったと御理解いただければと思います。

二つ目の議題は「規制シート」でございます。これも何回か御説明申し上げましたように、私ども規制改革会議といたしましては、規制を所管している各省庁が、環境変化あるいは時間の経過に伴って、積極的に主体的に規制の見直しをしていただくことが大変望ましいであろう。是非そうになったらよろしいではないかという考え方を持っております。それを進めるための一つの手法として規制シートというものを作っていただいて、各規制の所管省庁がみずから規制改革をしていくことにつなげていきたいということでスタートしたわけでありまして。

私どもとしては、この規制シートという新しい取組に対して、各所管省庁が拒否反応を示さず、できるだけスムーズに受け入れてもらうためには、いきなり膨大な負担をかけてしまうのはまずいだろうと考えました。1期目は「課長通達以下」のものに絞り込んでやるのではないかとということでスタートしたのですが、その結果は、資料2 - 1に記載のとおり、該当する規制が4件しかなかったという事実がございます。

我々の事前の調査も不足していたと反省もしているのですが、2期目では対象範囲を三つの切り口で広げようということで、この資料の一番下に書いてありますように「見直し時期が到来する規制」につきましては、平成27年度に見直し時期が到来する規制のうち、法律の形式により制度化されたものを対象としようということが一つ目の切り口であります。二つ目は「ホットラインに寄せられた案件」については、所管省庁から回答をいただいたものの中で、これではまだ十分ではない。再検討が必要だというものについて、これについての規制シートを出してもらおう。三つ目は「今期の規制改革会議の審議事項に関連する規制」、このような三つの切り口で対象を広げて、今期やっているわけでありまして。

その結果が資料 2 - 2 にありますように、一つ目の法律の形式によるものが33件。二つ目のホットラインに寄せられたものについては、時系列的に、過去 3 回の報告分も記載されていますが、直近の 4 回目の報告分が23件。三つ目の規制改革会議の審議事項については作業が進行中ということで、現在はまだ「 - 」になっております。今回、そのような形で対象を拡大した結果、出てきたものがこのような数字でございます。

切り口ごとのさらに詳細な中身については、資料 2 - 3 のとおり、一つ目の切り口が「 1 の 1 から32まで」と「 2 の 1 」を合計して33件。その下の「 3 の 1 から23まで」が、ホットライン案件の23件という形であります。さらに一つ一つの詳細については資料 2 - 3 の別添資料に記載されているような形のものが規制シートとして上がってきた。

では、これをどのように我々が取り扱っていくのかということでございますが、上がってきたものにつきまして、テーマごとにワーキング・グループに振り分けて、各ワーキング・グループにおいて、規制シートの中身の分析あるいは評価をしていただくことを今日お願いしたわけでありまして。分析、評価の結果、今回の回答内容でよしとするものもあるかと思ひますし、あるいはこの回答内容ではよしとはできない。引き続きこれをもう一度検討してもらおうという形で省庁と議論をするというようなもの。大きく分けてそのような仕分けをしていただく。そのような形でフォローアップしていこうと考えております。

この規制シートを作成する狙いは、従来から申し上げておりますように、環境の変化、時間の経過とともに各所管省庁が主体的に自発的に規制を見直してもらうことを誘導するためにやっているわけでございますので、私どもとしては、スタートして 2 期目でございますが、今後も、このような形でフォローアップしながら、これを継続していくことによって目指すべき各所管省庁のより積極的、主体的な改革に結びつけねばと考えております。

今日もある委員から、規制シートの項目に対するフォローアップはそれで良いけれども、同時にどこの省庁がより積極的だとか、どこの省庁はちょっと積極性が足りないねとかというようなことも評価すべきではないのかという御意見をいただきました。

私としては、もともとの狙いが各省庁の主体性あるいは積極性を引き出すためでございますから、そのような形で、積極的にこの規制シートを作成し、かつその規制シートの中身に改革の姿勢が強く出てきている省庁に対しては、よくやっているではないかということとは是非申し上げたいと思ひます。そのような時期が来たときには、この場で皆さん方に何々省庁は大変前向きに積極的にやっていますということを御報告できればよろしいのかなど。言いかえれば、そうでない省庁はもっと頑張つてよということにもなるわけでありまして、そのような形で、規制を所管している省庁の積極性を是非引き出していきたい。そのようなことにつながるように、この規制シートを活用していきたいと考えております。

私からの冒頭の説明は以上でございます。この後、御質問に対してお答えをさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

記者 民泊のところで 2 点教えてほしいのですが、マンション住民とのトラブルが起きたときの解決策について、新経連が持ち帰りつつも、幾つか解決策を示されたということ

なので、それはどういうものだったのかというのが1点です。

会議全体としては、今までホストに対する規制というのは旅館業法等があったわけですが、プラットフォームに対してはありません。このプラットフォームに対しても何かしら規制が必要ですねという方向性は一致しているのかどうか。その2点を教えてください。

岡議長 第1点については、今日の議論ではまだ、正解と言いますか、こうしようと決まったわけではございません。新経連さんの御説明では、そのような場合、ホストあるいは利用者のどちらが原因でそのトラブルが起きたか分からないが、一つの案としては、住民がホストに対して直接、若しくはプラットフォーム経由で苦情を申し入れるといった形によって問題は解決できるのではないかと。もし、そのような形でやってもきちんと対応しないホスト、あるいはその利用者が地域住民に大変な迷惑をかけるような使い方をした場合は、そのホストと利用者をこのシステムから排除することを考えているという説明がございました。

それに対して、何人かの委員からは、それでは不十分ではないかということで、例えば苦情を言って排除するといっても、プラットフォームが一つだったら良いけれども、複数のプラットフォームがあれば、また別のプラットフォームに乗り換えることもあり得る。その辺の解決策の一つとして、そういうことをしっかり管理できるようにするためには、プラットフォーマーを許可制にすべきではないのか。この点、新経連さんは届出制というアイデアでお考えのようですが、そういうことも御検討されたらどうなのでしょうかと。

ホストについても、新経連さんのアイデアは今は何もないのですが、そのような苦情の訴えに対してきちんと対応させるためには、ホストの方もプラットフォーマーへの届出だとか、あるいは関係省庁、例えば国交省への届出ぐらいは必要ではないのでしょうかという話です。

要すれば、規制改革会議の委員の皆さんの意見は、民泊を成功させるためには、そのような問題をしっかり排除できるような仕組みが必要ではないかというようなことを申し上げたわけですが、それに対して、今日の段階では新経連さんがこのように変えますと言ったわけではありませんが、今日の意見は受け止め、是非検討していきたいというお話がございました。

司会 御質問の1点目に関しましては、資料1-1のスライドの25枚目辺りを使って新経連さんが御説明になっておられたと思いますので、後ほど御参照いただければと思います。

岡議長 二つ目は何でしたか。

記者 二つ目は、全体としてプラットフォームに対する規制をかけるというのは一致しているのですか。

岡議長 それについては、まだ私も規制改革会議としての結論は出ておりません。ただ、今日そういう意見がある委員から出たということをお紹介させていただいているわけ

でございます、正にこれからいろいろな方の意見も聴きながら審議を深めていきたいなと考えております。

ただ1点、繰り返しになりますけれども、私ども会議としてもシェアリングエコノミー、その中でも民泊の必要性あるいは経済的効果とかをもろもろ考えますと、これをうまく制度として導入していきたいという思いを強く持っておりますので、どうしたらより良い形で成功できるのかというスタンスで議論を深めていきたいと考えております。

記者 今日のアイデアでは、許可制とか、あと届出制とかがあるわけですがけれども、何も規制しないというのもまだ選択肢の一つですか。

岡議長 残っております。ですから、その辺は正にこれから議論を深めた上で結論を出したいと思っております。

記者 まず確認なのですが、ここで経済効果10兆円という興味深い数字が出ていますけれども、これは新経連の方から出された数字ということですね。

岡議長 おっしゃるとおりです。これは今日の新経連さんの分析としての数字でございます、私どもの数字ではございません。

記者 ここでテロ対策という一言が入っていましたが、例のパリの同時多発テロでも容疑者たちが長期滞在型あるいは民泊のような形で泊まっていたのではないかという話も出ている中で、今日、新経連あるいは委員の方からテロについての言及はどのようなやり取りがあったかを教えてください。

岡議長 今日はいませんでした。たまたまパリでああいうことが起きたタイミングですので話題になってもおかしくなかったのですが、テロについての議論はございませんでした。どちらかというと、先ほど来申し上げたように、地域住民に対する迷惑のところに話が集中しました。ただ、新経連さんの資料にもありますけれども、宿泊者の登録をしっかりと、例えば外国人であればパスポートを含めて、という御説明はございましたが、委員の方からテロ対策をどうしているのだという形の質問はございませんでした。

記者 議長としてはどうお考えかという意見をお聞かせください。

岡議長 私自身、まだ民泊について自分の考えをまとめ切ったところまで来ていませんが、テロ対策は絶対必要だと思います。ただ、テロ対策ということになると、多少レベルは違うかもしれませんが、ホテル、旅館でも同様に必要でございますね。私の認識では、テロというのは、飛行機も狙われれば、列車も狙われる。場所に限らず、どこで来るか分からないと考えていますので、テロ対策というものは当然考えなければいけないと思いますけれども、テロ対策というテーマを考えたときに、民泊ゆえに特別何かあるかということについてはまだ思い浮かびません。ただ、あらゆる宿泊設備あるいは交通手段、もっと言うならば、ボストンマラソンのときにありましたが、道路上でもテロというのはあり得ます。そういう意味ではテロ対策は必要だけれども、どのような形で対応するのかというのは大変難しい大きなテーマだと思います。

したがって、これから民泊の議論を進めていく中で、多分その対象になってくると

思いますけれども、テロを考えたら民泊はだめだというような短絡的な問題でもないだろうし、対策は必要でしょうが、ホテルでも旅館であっても、どこでも狙われるという意味では十分な対策は必要だと思います。

記者 新経連さんの資料にもございますけれども、税金、所得の話とかに関しては今日どういう御議論があったのか。あわせて議長なり多くの委員の先生の考え方はどうなっているかということと、先ほどプラットフォームがかわりに税金を徴収するとかそのような話も出たようですけれども、そうするとプラットフォームは多様性もあった方が良く思うので、全部のプラットフォームが同じやり方でやらなければいけないとなると、またそれつまらない話にもなってしまうと思うのですけれども、その辺、プラットフォームに一律の規制をどこまで課すか。その辺のお考えがあればお教えてください。

岡議長 これもまだ我々の会議としての結論が出たわけではないことを前提とした上でお話を聴いていただきたいのですけれども、今日はお金の授受について、個人(利用者)対個人(ホスト)というのでは、税金の問題も含めていかなもののでしょうかという意見が委員から出されております。

記者 いかがというのは。

岡議長 それではまずいのではないですかという意味です。それに対して新経連さんからは、プラットフォームがお金の授受に關与することは検討の対象になるでしょうと。実は、ライドシェアでは使用料の授受についてはプラットフォームが關与するという説明もあったものですから、委員からは、ライドシェアの方でそういう説明があったので、民泊の方もお金の授受にプラットフォームが關与することによって、税金の問題も含めて、あるいはお金の授受によるトラブルを防ぐとか、そういったことも考えたらいかがですかという意見が出たということでございます。

記者 確認なのですけれども、先ほどの民泊の議論の中で、会議としては結論は出ていませんけれども、トラブル解決策については、届出制にするのか否か、許可制にするかは今後の議論かと思うのですけれども、そこについては解決策を今後会議として検討していくという方向性はあるということによろしいのでしょうか。

岡議長 今までの議論の中でも、民泊を定着、成功させるためには、課題はしっかりと解決しておかなければいけない。その課題がいくつかありますねと。その課題の一つとして、いわゆる外部不経済と言いますか、地域住民に対するいろいろな形の迷惑に対してどのような対応をしていくのかということについては、間違いなく答えを出さなければいけないと考えております。その答えをどうやってまとめていくのかはこれからの検討課題ですが、本日の新経連さんとの意見のやり取りの中でも、アイデア段階だけれども、その解決のためにはやはりプラットフォーマーは許可制ぐらいにして、そういう問題が起きたときにその解決にしっかりと携わっていただく。その解決がしっかりできないところは、場合によっては許可を取り消すようなことまで考えていく必要があるのではないかという意見のやり取りがあったということでございます。

この課題に対する新経連さんの基本姿勢として、私が今日受け止めたのは、あまり規制をきつくしないで、そこは割と緩めにしておいて、しかし、きちんとやらなかったところに対しては厳しく対応するというようなことではなかったかと思います。

いずれにせよ、いくつかある課題に対して、こういう形でまだ具体的に解決していけば問題ないというところまでは、残念ながら、まだ行っていない。特に先ほど言いました地域住民問題、外部不経済問題については、我々もこれが決め手だというアイデアに至っているわけでもございません。今日は、新経連さんの今までの考え方を御説明いただいたところ、それではちょっと十分ではないのではないですかという我々会議側の意見に対して、それは持ち帰って検討してみましようということでございますから、今の御質問に対する答えとしては、まだ何も結論が出ていないのだけれども、そういう問題に対してはしっかりと何らかの解決策を見出していく必要があるという辺りのところは、我々も新経連さんも、共通の認識に立っていると思います。

記者 何らかの規制については、委員の方、複数からそういう意見が出たのでしょうか。

岡議長 複数でございます。

記者 あともう1点、新経連さんの資料ですと、旅館業法の改正よりも何らかのガイドライン等でやるべきだという資料だったかと思うのですけれども、それについては委員の方から意見というのはどういったものがあったのでしょうか。

岡議長 その点については、今日のやり取りの中で委員から直接的な発言はございませんでしたが、規制改革会議内部の今までの議論の中では、そういう意見は出ております。これも会議としての結論はまだ出ていませんけれども、シェアリングエコノミーというものを考えるときに、民泊に限らないわけですが、民泊も含めて既存の制度というか、法律や規制で全てマネージするのは難しいのではないかという意見はございます。例えば、民泊であれば、旅館業法の枠の中で解決ができるのかどうか。あるいは違った枠組みを考える必要もあるかもしれないという議論は、シェアリングエコノミーというものを考えるときには、一般論として、そういう考え方も必要ではないかという議論はございます。ただ、今日のところは、新経連さんがガイドラインと言ったことに対して、良いのではないかとそれではだめではないかというやり取りはございませんでした。

記者 民泊を指すホームシェアという言葉なのですけれども、これは新経連さんは以前からホームシェアと普通に使っていたらっしゃったのか。それとも直近にかけて結構使っているのであれば、あえてというか、何かそういう理由があったか。今回御説明がもし向こうからされていたらお願いします。

岡議長 今日の説明の中で「ホームシェア」という言葉を、いつからこういう理由でという説明はなかったですね。

司会 御質問の点は特に明確な御説明はございませんでした。

岡議長 私どもは「ホームシェア」とは民泊のことだと思って聴いていたと思います。

記者 旅館業界やホテル業界さんが今の民泊は不公平な競争になっているとって反対

をしています。その点に対して何か意見などは出ましたでしょうか。

岡議長 今日競争上の問題というところまでは議論は進みませんでした。私は課題の一つとしてあると思います。我々規制改革会議では、一般論として、イコールフットイングという視点から規制改革を進めておりますが、今の旅館、ホテルとの関係を競争上どういう整理をするのか。それはこれからの議論の大きなテーマの一つになるのかなと思います。ただ、今日はそれについてのやり取りはございませんでした。

司会 その他ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の記者会見を終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

岡議長 どうもありがとうございました。